千早赤阪村教育委員会要綱第３号

千早赤阪村教育委員会後援名義取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千早赤阪村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「後援名義」とは、教育委員会が、団体の行う事業に対し、その趣旨に賛同し、及び応援の意を表して支援するため、使用を認める教育委員会の名義をいう。

（対象となる団体等）

第３条　後援名義の使用の承認を受けようとするものは、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

(1)　国又は他の地方公共団体

(2)　独立行政法人

(3)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校

(4)　公益社団法人又は公益財団法人

(5)　特定非営利活動法人

(6)　教育、学術、文化、スポーツの振興事業を行う団体

(7)　自治会その他の地域活動を行う団体

(8)　前各号に掲げる団体のほか、教育委員会が適当と認める団体

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、対象団体等としない。

(1)　特定の政治、宗教、思想等に関連した団体等

(2)　特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体等

(3)　千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者

(4)　その他後援名義使用が適当でないと教育委員会が認める団体等

（承認の対象となる事業）

第４条　後援名義使用の承認の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

(1)　教育委員会の事業の推進、普及又は啓発に寄与するもの

(2)　村民の教育、学術、文化、スポーツ又は地域活動の振興に寄与するもの

(3)　青少年の育成に関するもの

(4)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

２　教育委員会は次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業に対しては、後援名義の使用を承認しないものとする。

(1)　教育委員会の教育方針に反するもの

(2)　営利又は商業宣伝を目的とすると認められるもの

(3)　特定の団体又は個人の宣伝又は売名を目的とするもの

(4)　公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの

(5)　政治的中立性、宗教的中立性その他村及び教育委員会の中立性を侵すもの

(6)　村及び教育委員会の名誉を毀損し、又は信用を失墜するもの

(7)　有料で実施するもの。ただし、収益相当額の寄附を目的に実施する場合又は参加料等の徴収額が当該運営に係る実費相当額である場合は、この限りでない。

 (8)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が後援名義の使用を不適当と認めるもの

（承認の申請）

第５条　後援名義の使用の承認を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、承認を必要とする日の14日前までに千早赤阪村教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(1)　事業を実施する団体の概要がわかる書類

(2)　事業計画書

(3)　収支見込書

(4)　その他教育委員会が必要と認める書類

（承認等の決定）

第６条　教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、千早赤阪村教育委員会後援名義使用承認通知書（様式第２号）により、不適当と認めるときは、千早赤阪村教育委員会後援名義使用不承認通知書（様式第３号）により申請団体に通知するものとする。

２　教育委員会は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付することができる。

（後援名義の使用期間）

第７条　後援名義の使用期間は、承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）の開始の日から終了の日までとし、６か月を限度とする。ただし、当該事業の内容によりやむを得ない場合は、６か月を超えて使用させることができる。

（事業内容の変更）

第８条　申請団体は、承認事業の内容を変更しようとするときは、速やかに千早赤阪村教育委員会後援名義使用事業内容変更届（様式第４号）を教育委員会に提出しなければならない。

（事業実績の報告）

第９条　申請団体は、承認事業が終了したときは、千早赤阪村教育委員会後援名義使用事業実績報告書（様式第５号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

　（承認の取消し）

第10条　教育委員会は、後援名義の使用の承認を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2)　第４条第２項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。

(3)　第６条第２項の規定により付された条件を履行しなかったとき。

(4)　後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

２　教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、千早赤阪村教育委員会後援名義使用承認取消通知書（様式第６号）により当該団体に通知するものとする。この場合において、後援名義の使用の承認を取り消したことによる損害は、申請団体が負うものとする。

（免責）

第11条　教育委員会は、後援名義を使用した事業によって生ずる損害について一切の責任を負わない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、教育委員会の後援名義の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和元年７月１日から施行する。